

札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）・新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

現 行	改 正 案	備 考
<p><u>（手数料）</u> 第12条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、<u>別表</u>に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に理由があると認めるときは、申請に基づき、<u>手数料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の<u>手数料</u>は、これを還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 （管理者の設置）</p> <p>第14条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、管理者は、<u>屋外広告士</u>その他の規則で定める資格を有する者又はこれらの資格を有する者が在職する法人でなければならない。</p> <p>3 （省略） （屋外広告業の届出）</p> <p>第22条 屋外広告業（法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を営もうとする者は、<u>規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名又は名称</u> <u>(2) 営業所の名称及び所在地</u> <u>(3) 法人にあっては役員の氏名</u></p>	<p><u>（許可申請手数料）</u> 第12条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、<u>別表1</u>に定める手数料（以下「許可申請手数料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、特に理由があると認めるときは、申請に基づき、<u>許可申請手数料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の<u>許可申請手数料</u>は、これを還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 （管理者の設置）</p> <p>第14条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、管理者は、<u>法第10条第2項第3号イに該当する者</u>（以下「登録試験合格者」という。）その他の規則で定める資格を有する者又はこれらの資格を有する者が在職する法人若しくはこれに準ずるものとして<u>規則で定める法人</u>でなければならない。</p> <p>3 （現行のとおり） （屋外広告業の登録）</p> <p>第22条 屋外広告業（法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を営もうとする者は、<u>市長の登録を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</u> <u>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</u></p>	<p>屋外広告業の登録申請手数料と区分</p> <p>法改正に伴う規定整備</p> <p>準ずる法人の規定を明示</p> <p>屋外広告業の登録制度の導入</p>

<p><u>(4) 営業所ごとに置く第 24 条の規定による講習会修了者等の氏名及び所属営業所名</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 屋外広告業を営む者は、屋外広告業を廃止したとき、又は前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、その廃止し、又は変更があった日から 14 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>(登録の申請)</u></p> <p><u>第 22 条の 2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 商号、名称又は氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 本市域内において営業を行う営業所(以下「登録営業所」という。)の名称及び所在地</u></p> <p><u>(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</u></p> <p><u>(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所</u></p> <p><u>(5) 登録営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する登録営業所の名称</u></p> <p><u>(6) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 22 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(登録の実施)</u></p> <p><u>第 22 条の 3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除き、</u></p>	
---	--	--

	<p><u>遅滞なく、次に掲げる事項を規則で定める様式による屋外広告業登録簿に登録しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>登録年月日及び登録番号</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(登録の拒否)</u></p> <p>第22条の4 <u>市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第25条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>屋外広告業者(第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第25条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>第25条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</u></p> <p>(4) <u>法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</u></p> <p>(5) <u>屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(6) <u>法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者</u></p>	
--	--	--

	<p>があるもの</p> <p><u>(7) 登録営業所ごとに業務主任者を選任していない者</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、<u>遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(登録事項の変更の届出)</u></p> <p>第 22 条の 5 屋外広告業者は、第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、<u>その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、<u>当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業登録簿に登録しなければならない。</u></p> <p><u>(屋外広告業登録簿の閲覧)</u></p> <p>第 22 条の 6 市長は、屋外広告業登録簿を一般の閲覧に供し<u>なければならない。</u></p> <p><u>(廃業等の届出)</u></p> <p>第 22 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、<u>当該各号に定める者は、その日(第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 死亡した場合 その相続人</u></p> <p><u>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者</u></p> <p><u>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</u></p> <p><u>(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</u></p>	
--	---	--

<p>(講習会修了者等の設置)</p> <p>第 24 条 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに前条第 1 項に規定する講習会の課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。</p> <p>(1) 都道府県、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する本市以外の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う法第 10 条第 2 項第 3 号口の講習会の課程を修了した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づき、広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者</p> <p>(3) 屋外広告士</p> <p>(4) 市長が、規則で定めるところにより、前条第 1 項に規定する講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認定した者</p> <p>2 市長は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期限を定め</p>	<p>(5) 本市域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録は、効力を失う。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第 22 条の 8 市長は、屋外広告業の登録がその効力を失ったとき、又は第 25 条の 2 第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、屋外広告業登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第 24 条 屋外広告業者は、登録営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 登録試験合格者</p> <p>(2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者</p> <p>(3) 都道府県、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する本市以外の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う法第 10 条第 2 項第 3 号口の講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づき、広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者</p> <p>(5) 市長が、規則で定めるところにより、第 2 号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者</p> <p>2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。</p> <p>(1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規</p>	
---	--	--

<p><u>て講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第 25 条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>	<p><u>定の遵守に関すること。</u></p> <p><u>(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。</u></p> <p><u>(3) 第 24 条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。</u></p> <p><u>(標識の掲示)</u></p> <p><u>第 24 条の 2 屋外広告業者は、登録営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u></p> <p><u>(帳簿の備付け等)</u></p> <p><u>第 24 条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、登録営業所ごとに、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては識別することができない方式で作られた記録をいう。) をもって作成した帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、又は記録し、及び規則で定める期間、これを保存しなければならない。</u></p> <p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第 25 条 市長は、本市域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p><u>(登録の取消し等)</u></p> <p><u>第 25 条の 2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p>	<p>字句整理</p>
---	---	-------------

	<p><u>(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 第 22 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>(3) 第 22 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</u></p> <p><u>2 第 22 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</u></p> <p><u>(監督処分簿の備付け等)</u></p> <p><u>第 25 条の 3 市長は、規則で定める様式による屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。</u></p> <p><u>(報告及び検査)</u></p> <p><u>第 25 条の 4 市長は、本市域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(登録申請手数料)</u></p> <p><u>第 25 条の 5 この条例の規定による登録を受けようとする者は、別表 2 に定める手数料(以下「登録申請手数料」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 第 12 条第 3 項の規定は、登録申請手数料について準用す</u></p>	<p>登録申請手数料の設定</p>
--	---	-------------------

<p>(罰則)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>第31条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>第22条第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者</u></p> <p>(5) <u>第22条第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について虚偽の届出をした者</u></p> <p>(6) <u>第24条第2項の規定による市長の命令に違反した者</u></p> <p>第32条 <u>第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>る。</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条の2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第22条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</u></p> <p>(2) <u>不正の手段により第22条第1項又は第3項の登録を受けた者</u></p> <p>(3) <u>第25条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者</u></p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>第31条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(5) <u>第24条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者</u></p> <p>第32条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u></p> <p>(2) <u>第25条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、</u></p>	<p>登録制度の導入に伴う罰則規定の見直し</p> <p>字句整理</p>
---	---	---------------------------------------

<p>第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して第 30 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(手数料に関する過料)</p> <p>第 34 条 詐欺その他不正の行為により、第 12 条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。</p>	<p><u>若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して第 29 条の 2 から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(過料)</p> <p>第 33 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者については、5 万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第 22 条の 7 第 1 項の規定による届出を怠った者</p> <p>(2) 第 24 条の 2 の規定による標識を掲げない者</p> <p>(3) 第 24 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者</p> <p>第 34 条 詐欺その他不正の行為により、許可申請手数料又は登録申請手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。</p>	
---	--	--

登録申請手数料に係る別表の新設

別表

区 分	手 数 料		摘 要
	単 位	金 額	
(省略)			

備考 自家用広告物で、その表示面積（2個以上あるときは、その合計面積。以下同じ。）で規則で定める面積を超えるものについては、当該広告物の表示面積から当該規則で定める面積を差し引いて本表の規定により手数料の額を算定する。

別表 1

区 分	許可申請手数料		摘 要
	単 位	金 額	
(現行のとおり)			

備考 自家用広告物で、その表示面積（2個以上あるときは、その合計面積。以下同じ。）で規則で定める面積を超えるものについては、当該広告物の表示面積から当該規則で定める面積を差し引いてこの表の規定により許可申請手数料の額を算定する。

別表 2

登録申請手数料	1回につき 10,000 円
---------	----------------